

義務教育諸学校における令和８年度使用教科用図書の
採択の基準及び選定に必要な資料について

令和７年５月

山 口 県 教 育 委 員 会

I 義務教育諸学校における令和8年度使用教科用図書の採択の基準について

1 義務教育諸学校の教科用図書（一般図書（特別支援学校・学級用）を除く）の採択について

(1) 小学校用教科用図書

令和7年度においては、無償措置法第14条の規定に基づき、無償措置法施行規則第6条各号に掲げる場合を除いて、令和6年度に採択したものと同一の教科書を採択しなければならないこと。

(2) 中学校用教科用図書

令和7年度においては、無償措置法第14条の規定に基づき、無償措置法施行規則第6条各号に掲げる場合を除いて、令和6年度に採択したものと同一の教科書を採択しなければならないこと。

なお、令和8年度に開校する県立岩国高等学校附属中学校及び県立下関西高等学校附属中学校においては、一般図書（特別支援学校・学級用）を除き、文部科学省から送付される「中学校用教科書目録（令和8年度使用）」に登載されている教科用図書のうちから採択すること。

2 一般図書（特別支援学校・学級用）の採択について

(1) 小学校及び中学校の特別支援学級における一般図書（特別支援学校・学級用）の採択について

ア 原則的には、その採択地区内の学校の通常の学級で使用する教科用図書と同一のものを使用するが、学校教育法附則第9条、同施行規則第139条の規定により、特別の教育課程による場合においては、他の適切な教科用図書を使用することができる。

この場合、下学年用の検定済教科用図書又は文部科学省著作教科用図書を使用することが望ましいが、これを使用することが適当でないときは、絵本等を採択することができる。その際には、次の事項に留意すること。

(ア) 検定済教科用図書又は文部科学省著作教科用図書に代わるものとして採択されるものであるから、単に教材として有益適切というだけではなく、教科の主たる教材として教育目標の達成上適切なものであること。

(イ) 上学年で使用する検定済教科用図書又は文部科学省著作教科用図書との関連性を考慮するとともに、絵本等の間の系統性に配慮すること。

(ウ) 上記（ア）及び（イ）のほか、児童生徒の障害の状態に応じて個別に適切な選定が行われるよう配慮すること。

イ 採択に当たっては、県教育委員会の提示する「令和８年度使用一般図書（特別支援学校・学級用）選定資料」及びこれまでの「選定資料」を参考にするこ
と。

ウ 中学校の一般図書（特別支援学校・学級用）の採択に当たっては、小学校と
の関連性を十分に考慮すること。

エ ９月１日以降において、採択の変更を生じた場合の措置については、上記ア
～ウに準じて行うこと。

(2) 特別支援学校の一般図書（特別支援学校・学級用）の採択について

ア 検定済教科用図書又は文部科学省著作教科用図書を使用することが適当であ
る場合は、その教科用図書を採択することが原則であるが、それ以外の場合に
おいて、一般図書（特別支援学校・学級用）を採択する場合は、(1) に準じて
行うとともに、次の事項に留意すること。

(ア) 児童生徒の障害の種類・程度、能力・特性に最もふさわしい内容のもので
あること。

(イ) 各教科、特別の教科 道徳、特別活動、外国語活動、自立活動及び総合的
な学習の時間の特性を生かすとともに、相互の関連を図ること。

(ウ) 小学部・中学部の指導内容について、義務教育としての一貫性をもたせる
こと。

(エ) 重度・重複障害児童生徒の一般図書（特別支援学校・学級用）の選定に当
たっては、上記（ア）～（ウ）のほか、障害の状態に応じて個別に適切な選
定が行われるよう、特に慎重に配慮すること。

イ 特別支援学校については、それぞれの学校において選定を行うこと。

ウ ９月１日以降において、採択の変更を生じた場合の措置については、上記ア
及びイに準じて行うこと。

3 教科用図書の採択に当たり特に留意すべき事項について

(1) 一般図書（特別支援学校・学級用）の採択に当たっては、児童生徒一人ひと
りの発達の段階や障害の状態等の実態に即した選定となるよう、各学校で十分な教
科用図書の研究調査を行うとともに、採択権者においては各学校の研究調査の結
果について十分審議を尽くして採択がなされること。

(2) 教科用図書の採択は、その内容についての十分な研究調査を基礎として行うべ
きものであり、発行者の勧誘・宣伝行為等によって左右されてはならないこと。
また、選定採択関係者は、採択の公正を疑われることのないよう留意すること。

(3) 採択の期限は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第

14条第1項により8月31日と定められているが、教科用図書需要数の集計事務等の必要上、なるべく山口県教育委員会が別途示す採択結果報告の日程に準じて採択を終えるようにすること。

II 採択関係者に提示する令和8年度使用教科用図書の選定に必要な資料について

1 中学校用教科用図書の採択における選定資料について

(1) 「選定資料」について

令和8年度に開校する県立岩国高等学校附属中学校及び県立下関西高等学校附属中学校においては、選定資料は、令和6年度に作成した「令和7年度使用中学校用教科用図書選定資料」（補助資料も含む）を、「令和8年度使用中学校用教科用図書選定資料」（補助資料も含む）とする。

2 一般図書（特別支援学校・学級用）の採択における選定資料について

(1) 「選定資料」に掲載する一般図書（特別支援学校・学級用）及びその内容による分野について

文部科学省から示されている「令和7年度使用一般図書契約予定一覧」に掲載された図書及び令和6年度に山口県で多く採択された図書のうち近年研究調査されていないものから、「音楽・製作」「言語・生活・安全」「自然・数」の3種別にそれぞれ8点を選び、計24点を選定資料として掲載した。

(2) 「選定資料」を作成するに当たっての研究調査の観点について

選定資料の活用に当たっては、研究調査が次の分析的観点を設定して行われていることを踏まえること。

ア 内容の特徴

- 児童生徒の日常生活に密着した教材であること。
- 指導上の目標やねらいと適合しやすいこと。

イ 内容の程度

- 発達の段階や障害の状態等に応じたものであること。
- 絵はなるべく具象的でイメージをつくりやすいものであること。

ウ 編集・製本の特徴

- さし絵・図表等が豊富であり、内容が理解しやすく興味・関心を高める組織・配列であること。
- 実態に応じて取捨選択のできる分量であること。
- 文字が見やすく、美しく、鮮明であること。

○ 丈夫であること。(判型・分冊・製本の様式)

エ その他

○ 一斉学習・個別学習の両面から使用できること。

○ 初版年、版数、刷数、定価。

(3) (2)の各観点における研究調査の結果について

選定資料は、様式1の「令和8年度使用一般図書（特別支援学校・学級用）選定資料」とする。